

## 仕様書

### 1 業務名称

令和8年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務

### 2 契約期間

契約締結日翌日から令和9年6月30日（水）まで

### 3 業務の実施内容

別紙1「令和8年度賃貸住宅等に係る比準賃料等調査等業務実施内容」のとおり

### 4 用語の定義

- (1) 指示者とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は受託者の委託業務責任者（以下「業務責任者」という。）に対する指示、承諾又は協議等を行うもので、単価契約書第7条に規定する者をいう。
- (2) 業務責任者とは、契約の履行に関する運営（業務の管理及び統括）及び業務を実施する者で、別に定める資格を有し、単価契約書第6条に規定する者をいう。
- (3) 契約図書とは、単価契約書、仕様書及び提案仕様書をいう。

### 5 業務実施計画書等

- (1) 受託者は、下記の事項について記載した業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに指示者に提出しなければならない。
  - ① 業務の実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
  - ② 業務の実施体制
  - ③ 連絡方法及び連絡体制
  - ④ その他の業務実施上の必要となる事項
- (2) 受託者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、その都度、指示者に変更する業務実施計画書を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務責任者に業務の管理及び統括等を適正に行わせ、業務を円滑かつ適正に実施しなければならない。

### 6 業務責任者等

- (1) 業務責任者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152条）第4条に規定する不動産鑑定士の資格を有しなければならない。

- (2) 業務責任者は、受託者が法人である場合は、その役員又は使用人、受注者が個人である場合には、その者又はその使用人でなければならない。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに、単価契約書第6条により、委託者に業務責任者を通知し、当該業務責任者が(1)に定める資格を有していることを証する書面を提出しなければならない。業務責任者を変更する場合も同様とする。
- (4) 前項の場合において、通知された業務責任者が(1)に定める資格を有していると認められない場合は、委託者と受託者が協議の上、受託者は速やかに業務責任者を変更しなければならない。この場合、(1)から(3)までに定めるところに準じて取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、業務責任者が事故等やむを得ない事情により、業務に従事できなくなった場合は、遅滞なくその旨を指示者に通知するとともに、その後の業務の実施について指示者と協議するものとする。
- (6) 業務担当者は、在籍する不動産鑑定士に限るものとする。

## 7 適正な業務責任者の配置

業務責任者には、下記の各号に該当する者を置いてはならない。

- (1) 当該業務の調査対象となる住宅及び有料駐車場等の存する団地に居住している者
- (2) 当該業務の調査対象となる施設の利害関係者
- (3) (1)及び(2)に定める者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、同居の親族、代理人、成年後見人、保佐人又は補助人

## 8 現地調査

- (1) 受託者は、業務に当たって現地調査を実施しなければならない。調査に当たっては、調査日、調査担当者、調査物件等を記載した調査記録を作成し、委託者が求めたときは、当該記録の写しを提出しなければならない。なお、現地調査費用は業務委託料に含むものとする。
- (2) 受託者は、現地調査に当たって、委託者が管理する団地に立ち入る場合は、住宅等の建築物、樹木等の植栽物及びその他の工作物の汚損又は破損を防止し、居住者等に対する危険を防止するとともに、居住者の居住環境を阻害しないよう注意しなければならない。
- (3) 受託者は、現地調査に当たって、住宅等内の調査を行うときは、委託者の指示に従い、委託者が指定した住宅等についてのみ行うこととする。
- (4) 受託者は、現地調査に当たって、第三者の土地に立ち入る場合は、指示者及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、や

むをえない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに指示者に報告し指示を受けなければならない。

## 9 意見交換

- (1) 受託者は、業務に当たって、指示者又は指示者が指定する担当者と十分に意見交換を行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務に当たっては、調査対象物件の現在の賃料、賃貸料又は料金（以下「賃料等」という。）を参考とし、また、賃料等の水準に変動が認められない場合には、それを基本として評価を行うよう留意しなければならない。

## 10 関連法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

## 11 秘密の保持

受託者は、業務に実施に当たって、正当な理由なく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

## 12 調査報告書等の公開

提出された調査報告書等は、委託者において、機構が管理する団地の賃借人等（以下「賃借人等」という。）に対して公開することができるものとする。

## 13 調査報告書等に対する問合せ等の対応

提出された調査報告書等について、委託者が問合せを行ったときは、受託者は2の契約期間満了後も誠実に対応し、協力しなければならない。

賃借人等から、調査報告書等に係る問合せがあったときは、原則として委託者が応対するものとする。この場合、受託者は、委託者の求めに応じて、比準賃料及び駐車場料金等の算定の考え方並びに採用した賃貸事例等について、資料の提供及び説明等の協力を行わなければならない。

## 14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 業務の実施に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 受託者が、(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合に

は、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。

- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

## 15 再委託等

- (1) 単価契約書第5条に規定する第三者への再委託等について、次に掲げるものを再委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

① 業務の中核となる比準賃料調査及び不動産鑑定評価

イ 賃料算定等

ロ 現地調査

ハ 調査報告書、鑑定評価書及び意見書の作成

ニ 意見交換及び調査報告書等に対する問合せ対応

② 月極駐車場料金等調査

イ 現地調査

ロ 調査票の作成

- (2) 補助的な業務（例：印刷、製本等の簡易な業務、住宅、施設及び駐車場等の賃料調査における事例収集、月極駐車場料金等調査における事例収集、写真撮影、データ入力）を第三者に再委託し、または請け負わせようとする場合は承諾を要しないものとする。

- (3) 受託者は、業務を再委託する場合は、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面について、委託者が求めた場合は、書面全てを受託者は提出しなければならない。

※ なお、記載のない内容を再委託する場合は、その作業の質と業務の範囲を勘案して判断するものとする。

## 16 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（別紙2）に基づき、発注者の担当者と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

## 令和8年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務実施内容

### 1 業務実施内容

#### (1) 既存賃貸住宅賃料調査

##### ① 業務概要

愛知、岐阜及び三重県内に存する、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が現に管理する団地の賃貸住宅の賃料調査をいう。

受託者は、依頼書で指定する住宅に係る一般家賃市場における新規月額実質賃料及び新規月額支払賃料について、賃貸事例比較法による調査を行う。

##### ② 業務スケジュール(予定)

令和8年7月 契約締結

令和8年8月 依頼書による発注(想定量:97団地224戸) ※別表参照

令和8年9月 経過報告書(仕様書別添様式1-1-2)による調査結果の内示  
(依頼書で指定する全住宅が対象)

令和8年9月~12月 調整・確認・作成等作業期間

令和9年1月末 成果報告書(調査報告書)納品

※ 別途、個別に依頼する場合があります。

##### ③ 留意点

本業務において求められる比準賃料は、機構賃貸住宅の家賃算定の基本となることから、その調査結果について、正確性及び正当性が強く求められるため、業務の実施に際しては以下の点に留意すること。

イ 評価及び事例の収集に当たっては、独立行政法人都市再生機構に関する省令第30条に則り、適切に行うものとする。

また、事例は、調査対象1物件につき、最低でも10件以上を収集するものとし、これにより難しい場合は、指示者又は指示者が指定する担当者との協議を要するものとする。

ロ 評価に当たっては、依頼書において示した価格時点における賃料水準について十分に検証を行い、指示者又は指示者が指定する担当者と十分に意見交換を行うこと。

また、周辺民間市場における賃料水準が変動しており、現在の機構賃貸住宅の家賃と乖離があると考えられる場合には、その要因や根拠等について、明確な説明を行うものとする。

ハ 評価に当たっては、全ての調査対象について、統一かつ公平な基準に基づき行うものとする。

ニ 調査結果に誤りが認められた場合には、その影響が甚大となることも想定されるため、できるだけ速やかに指示者に通知するとともに、その原因及び事後対応につ

いて報告するものとする。

ホ 将来にわたり、機構と賃借人等との間で、比準賃料又は比準賃料に基づいて機構が算定した賃料等について争いが生じたときは、受託者は機構の求めに応じて、資料の提供及び説明等の協力を行わなければならない。

なお、この場合において、機構が、争いの対象となった賃料等について鑑定評価を取得する場合には、その実施について協力しなければならない。

## (2) 新規賃貸住宅賃料調査

### ① 業務概要

機構が愛知、岐阜及び三重県内に建設又は管理を予定する団地の賃貸住宅の賃料調査をいう。

受託者は、依頼書で指定する住宅に係る一般家賃市場における新規月額実質賃料及び新規月額支払賃料について、賃貸事例比較法による調査を行う。

### ② 業務スケジュール（概況）

令和8年7月 …… 契約締結

機構からの依頼 …… 必要の都度（年間想定発注量：1団地1戸）※別表参照

調査結果の内示 …… 依頼から概ね3週間（依頼書で指定する全住宅が対象）

調整・確認・作成等作業期間 …… 内示後概ね3週間

成果報告書（調査報告書）納品 …… 内示後概ね1ヶ月以内

### ③ 留意点

本業務において求められる比準賃料は、機構賃貸住宅の家賃算定の基本となることから、その調査結果について、正確性及び正当性が強く求められるため、業務の実施に際しては以下の点に留意すること。

イ 評価及び事例の収集に当たっては、独立行政法人都市再生機構に関する省令第30条に則り、適切に行うものとする。

また、事例は、調査対象1物件につき、最低でも10件以上を収集するものとし、これにより難しい場合は、指示者又は指示者が指定する担当者との協議を要するものとする。

ロ 評価に当たっては、依頼書において示した価格時点における賃料水準について十分に検証を行い、指示者又は指示者が指定する担当者と十分に意見交換を行うこと。

また、求められた比準賃料の算定根拠等について、周辺民間市場の分析に基づき、明確な説明を行うものとする。

ハ 調査結果に誤りが認められた場合には、その影響が甚大となることも想定されるため、できるだけ速やかに指示者に通知するとともに、その原因及び事後対応について報告するものとする。

(3) 既存賃貸施設賃貸料調査

① 業務概要

愛知県内に存する、機構が現に管理する団地の賃貸施設（賃貸倉庫を含む。以下同じ。）の賃貸料調査をいう。

受注者は、依頼書で指定する施設に係る月額賃貸料について、賃貸事例比較法による調査を行う。

③ 業務スケジュール（概況）

令和8年7月 …… 契約締結

機構からの依頼 …… 必要の都度

調査結果の内示 …… 依頼から概ね3週間

調整・確認・作成等作業期間 …… 内示後概ね3週間

成果報告書（調査報告書）納品 …… 内示後概ね1ヶ月以内

(4) 有料駐車場等料金調査

① 業務概要

愛知、岐阜及び三重県内に存する、機構が現に管理する団地の有料駐車場等機構が建設又は管理を予定する団地の有料駐車場等の料金調査をいう。

受託者は、依頼書で指定する機構駐車場等に係る一般市場における新規月額支払料金について、賃貸事例比較法による調査を行う。なお、当該調査業務については、募集料金事例の比較による方法も可とする。

② 業務スケジュール（概況）

令和8年7月 …… 契約締結

機構からの依頼 …… 必要の都度（年間想定発注量：1団地1台）※別表参照

調査結果の内示 …… 依頼から概ね3週間（依頼書で指定する全駐車場等が対象）

調整・確認・作成等作業期間 …… 内示後概ね3週間

成果報告書（調査報告書）納品 …… 内示後概ね1ヶ月以内

③ 留意点

本業務において求められる調査結果料金は、機構駐車場等の料金算定の基本となることから、その調査結果について、正確性及び正当性が求められるため、業務の実施に際しては以下の点に留意すること。

イ 評価に当たっては、依頼書において示した価格時点における料金水準について十分に検証を行い、指示者又は指示者が指定する担当者と十分に意見交換を行うこと。

また、周辺民間市場における料金水準が変動しており現在の機構駐車場等の料金と乖離があると考えられる場合、又は機構が求めた場合は、調査結果の要因や根拠

等について、明確な説明を行うものとする。

ロ 調査結果に誤りが認められた場合には、その影響が甚大となることも想定されるため、できるだけ速やかに指示者に通知するとともに、その原因及び事後対応について報告するものとする。

(5) 賃貸施設不動産鑑定評価

① 業務概要

愛知県内に存する、機構が現に管理する団地の賃貸施設等の賃貸料等に係る不動産鑑定評価をいう。

受託者は、依頼書で指定する賃貸施設等に係る月額賃貸料等について、不動産鑑定評価を行う。

② 業務スケジュール（概況）

令和8年7月 … 契約締結

機構からの依頼 … 必要の都度

結果の内示 … 依頼から概ね3週間

作成等作業期間 … 内示後概ね3週間

成果報告書（鑑定評価報告書）納品 … 内示後概ね1ヶ月以内

(6) 住宅に係る意見書

機構が現に管理する団地の賃貸住宅の賃料に係る意見等をいう。

受託者は、機構が求める以下の項目について、文書により回答する。

イ エアコン、ドロップインコンロ等設備を追加設置する場合の、設備設置前の賃料に対する格差率に係る意見

ロ 既存建物の外側に柱・梁フレーム及び鉄骨ブレースを組み込む等の耐震改修工事を行った場合の、工事実施前の賃料に対する格差率に係る意見

ハ 機構が現に管理する団地の賃貸住宅に改良等を行い、新たな商品として募集する場合の、当該住宅の賃料に係る意見

二 その他

(7) 団地のグループ化設定の妥当性に係る意見書

機構が現に管理する団地について、その地域性・個別性の観点から、相互に代替競争関係があり、賃料水準・賃料変動の程度等が概ね類似していると考えられる団地をグループ化し、その妥当性に係る意見等をいい、受注者は、文書により回答する。

(8) 賃貸施設等に係る意見書

機構が現に管理する団地の賃貸施設等の賃貸料に係る意見等をいう。

受託者は、機構が求める以下の項目について、文書により回答する。

- イ 住宅付施設に係る意見
- ロ 差額配分法を適用した場合の継続賃料に係る意見
- ハ 同一団地の同一施設街区内に存する賃貸施設間の賃料格差に係る意見
- ニ 定期借家契約により賃貸した場合の、普通借家契約の賃貸料に対する格差率に係る意見
- ホ その他

(9) 有料駐車場等に係る意見書

機構駐車場等の料金に係る意見等をいう。

受託者は、機構が求める以下の項目について、文書により回答する。

- イ 同一団地内に存する機構駐車場等間の料金格差に係る意見
- ロ 機構駐車場等に改良等を行う場合の、当該駐車場等の料金に係る意見
- ハ その他

(10) 月極駐車場料金等調査

受託者は、依頼書で指定する団地周辺の月極個人貸しの民間駐車場の料金等の事例を、調査対象1団地につき10件以上収集する。

事例は、各団地から近い距離※に存する駐車場で、同一需給圏にあるものとする。

※ 各団地から直線距離で500m以内とし、近いものから採用する。団地から500m以内の範囲に存する事例が10件に満たない場合は、現地確認を行い、収集に努めるものとする。

これにより難しい場合は、指示者又は指示者が指定する担当者との協議を要するものとする。

以 上

## 2 業務一覧表

業務実施内容	成果報告書	備考
既存賃貸住宅賃料調査	調査報告書 (別添様式1-1-1)	同一の団地で複数戸以上の住宅を調査対象とする場合の割増単価を別途設定する。
新規賃貸住宅賃料調査	〃	〃
既存賃貸施設賃料調査	〃 (別添様式1-2)	—
有料駐車場等料金調査	〃 (別添様式1-3)	—
賃貸施設不動産鑑定評価	鑑定評価書	—
住宅に係る意見書	意見書	—
団地のグループ化設定の妥当性に係る意見書	〃	—
賃貸施設等に係る意見書	〃	—
有料駐車場等に係る意見書	〃	—
月極駐車場料金等調査	調査票 (別添様式1-4) 事例のプロット地図	地図には、料金及び形態を記入する。

(注) 成果報告書(月極駐車場料金等調査は除く。)の発行部数は、正本1冊、副本1冊を基本として、依頼書で指定する数とする。なお、契約単価にはこれらの発行費用も含むものとする。ただし、機構が指定した場合には、電子データをもってこれに代えることができるものとする。

### 3 発注予定数量

業務実施内容		発注数量
既存賃貸住宅賃料調査		97 戸
	同一団地における割増住戸	127 戸
新規賃貸住宅賃料調査		1 戸
	同一団地における割増住戸	1 戸
既存賃貸施設賃料調査		3 件
有料駐車場等料金調査		1 件
賃貸施設不動産鑑定評価		1 件
住宅に係る意見書		3 件
団地のグループ化設定の妥当性に係る意見書		1 グループ
賃貸施設等に係る意見書		1 件
有料駐車場等に係る意見書		1 件
月極駐車場料金等調査業務		1 団地・10 事例以上

(注1) 内訳は別表のとおり。

(注2) 発注予定数量は、あくまで発注実績等に基づく参考値であり、発注を確約した数量ではない。

以 上

## 発注予定数量内訳表

実施業務内容: 既存賃貸住宅賃料調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	鳴海	名古屋市緑区鳴海町字細根84番地の4他	2	
2	鳴子	名古屋市緑区鳴子町1丁目5番地他	2	
3	則武	名古屋市中村区竹橋町36番31号	2	
4	岩倉	岩倉市東新町釜之口4番地1他	9	
5	上飯田	名古屋市北区上飯田通2丁目40番地の1	2	
6	知立	知立市昭和9丁目4番地他	4	
7	相生山	名古屋市天白区久方一丁目148番地	6	
8	藤山台	春日井市藤山台1丁目4番地1他	6	
9	江南	江南市藤ヶ丘1丁目1番地1他	6	
10	津島	津島市藤浪町二丁目 1-2他	2	
11	上飯田第二	名古屋市北区上飯田北町4丁目75番地の3他	5	
12	藤ヶ丘	名古屋市名東区藤が丘143他	4	
13	豊明	豊明市二村台5丁目1番地1他	6	
14	富吉	愛西市大野町山2011-6	2	
15	堀田	名古屋市瑞穂区新開町27番15号他	5	
16	富吉第二	海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場39-4	1	
17	朝倉	知多市つつじが丘1丁目14番地他	4	
18	高森台	春日井市高森台10丁目2番地3他	3	
19	中丸	名古屋市北区中丸町1丁目1番地	2	
20	尾上	名古屋市北区尾上町1番地の2	2	
21	保見	豊田市保見ヶ丘6丁目1番地1他	2	
22	鳴海第二	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22-1	1	
23	萱場	名古屋市千種区萱場二丁目5番25号	2	
24	緑苑東	各務原市緑苑東2丁目2番地1他	3	
25	岩成台西	春日井市岩成台8丁目4番地の1	2	
26	牛巻	名古屋市瑞穂区牛巻町7番1号	2	
27	日比野	名古屋市熱田区中出町2丁目22	2	
28	花表	名古屋市熱田区花表町17番20号	1	
29	豊成	名古屋市中川区豊成町1番	3	
30	木場	名古屋市港区木場町8番地の55	2	
31	国分	稲沢市朝府町7	2	
32	押草	愛知郡東郷町白鳥四丁目1番地1他	2	
33	瀬古	名古屋市守山区瀬古二丁目306番地	1	

## 発注予定数量内訳表

実施業務内容: 既存賃貸住宅賃料調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
34	大幸東	名古屋市東区砂田橋三丁目2番	3	
35	千代が丘	名古屋市千種区千代が丘1番	3	
36	大山田	桑名市大山田八丁目7-130ないし131	2	
37	都通	名古屋市千種区豊年町3番18号	3	
38	豊明栄	豊明市栄町上姥子3番地213	1	
39	水草	名古屋市北区水草町2丁目60番地の2	3	
40	桜田	名古屋市中区金山五丁目15-1他	3	
41	神宮東パークハイツ	名古屋市熱田区三本松町23番他	3	
42	弥富	海部郡弥富町大字前ヶ須新田字南本田348番地	1	
43	アーバニア大幸南	名古屋市東区大幸南二丁目2	1	
44	アーバニア大須	名古屋市中区門前町1番60号	2	
45	一社東	名古屋市名東区一社三丁目31	2	
46	アーバニア滝子南	名古屋市瑞穂区竹田町2丁目6-2	2	
47	アーバニア鶴舞	名古屋市中区千代田二丁目17-24	2	
48	高畑	名古屋市中川区高畑三丁目88-3	1	
49	徳重	名古屋市緑区乗鞍一丁目1811-1	1	
50	コートタウン緑ヶ丘	名古屋市緑区鳥澄三丁目1903他	1	
51	塩釜東	名古屋市天白区天白町大字植田字西ノ川原15-1	1	
52	岩塚東	名古屋市中村区烏森町4丁目15	1	
53	大山田松ノ木	桑名市松ノ木四丁目7番地の3	1	
54	アーバニア千代田	名古屋市中区千代田五丁目7番15号	2	
55	アーバンドウエル平針	名古屋市天白区平針一丁目914番	1	
56	アーバンドウエル中村公園	名古屋市中村区東宿二丁目75番地	1	
57	アーバニア鶴舞第二	名古屋市中区千代田二丁目16番10号	2	
58	三好ヶ丘	西加茂郡三好町三好丘二丁目8番地	2	
59	白鳥パークハイツ神宮西	名古屋市熱田区旗屋二丁目21番25号	2	
60	アーバンドウエル白鳥公園	名古屋市熱田区一番一丁目17番5号	1	
61	パルネス前後	豊明市前後町善江1735番地	2	
62	白鳥パークハイツ日比野東	名古屋市熱田区大宝一丁目14番	3	
63	アーバンラフレ志賀	名古屋市北区天道町1丁目1番地他	2	
64	白鳥パークハイツ大宝	名古屋市熱田区大宝二丁目4番	2	
65	アーバンラフレ滝子	名古屋市昭和区滝子通4丁目11番地	2	
66	リバピア中央台	春日井市中央台8丁目2番地1	2	

## 発注予定数量内訳表

実施業務内容: 既存賃貸住宅賃料調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
67	アーバンラフレ白壁	名古屋市東区白壁一丁目28番地	2	
68	日進香久山花の街	日進市香久山四丁目201番地1他	3	
69	コンフォール城山	小牧市城山一丁目6番地1他	2	
70	アーバンラフレ星ヶ丘	名古屋市千種区星ヶ丘一丁目14番地の1他	2	
71	アーバニア仲田	名古屋市千種区仲田二丁目1番27号	2	
72	プロムナード三好ヶ丘	西加茂郡三好町三好丘旭三丁目1番地2	2	
73	アーバンラフレ小幡	名古屋市守山区小幡太田3番 1号他	2	
74	アーバンラフレ虹ヶ丘西	名古屋市名東区にじが丘2丁目7番地	2	
75	アーバニア志賀公園	名古屋市北区中丸町2丁目66番地他	3	
76	アーバンラフレ金山	名古屋市中区金山一丁目4番2号	2	
77	サンクレア池下	名古屋市千種区覚王山通り8丁目70番地の1	2	
78	アーバンドエル有松	名古屋市緑区東陵1344	1	
79	アーバンラフレ虹ヶ丘南	名古屋市名東区植園町2丁目1番地	2	
80	アーバンドエル植田	名古屋市天白区植田二丁目107番	2	
81	パークハイツ荒子	名古屋市中川区吉良町178番地の10	3	
82	アーバンラフレ鳩岡	名古屋市北区鳩岡町1丁目7番地の1	2	
83	アーバンラフレ虹ヶ丘中	名古屋市名東区代万町3丁目11番地	2	
84	アーバニア荒子東	名古屋市中川区吉良町138番地の10	2	
85	アーバニア上前津東	名古屋市中区千代田二丁目4番28号	2	
86	アーバンラフレ鳴海	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番の6	2	
87	アーバニア上飯田北町	名古屋市北区上飯田北町四丁目75番地の1	2	
88	アーバニア大曽根駅前	名古屋市北区大曽根3丁目14-43ないし11	2	
89	アーバニア主税町	名古屋市東区主税町4丁目72番1	2	
90	アーバンラフレ虹ヶ丘東	名古屋市名東区神丘町2丁目21番地2	2	
91	アクシオス千種	名古屋市中区新栄三丁目20番27号	2	
92	アクアタウン納屋橋	名古屋市中村区名駅五丁目33番21号	2	
93	アーバニア有松駅前	名古屋市緑区鳴海町有松裏200番地	1	
94	アーバンラフレ稲沢	稲沢市長束町カキ田一丁目4番	2	
95	アーバンラフレ鳴子	名古屋市緑区鳴子町一丁目52他	2	
96	アーバンラフレ鶴舞公園	名古屋市中区千代田3-22-8	2	
97	アーバンラフレ庄内通	名古屋市西区又穂町2丁目1番地5	2	
総計			224	

業務実施内容:新規賃貸住宅賃料調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	
2	—	詳細未定	1	上記に係る割増分

業務実施内容:既存賃貸施設賃料調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	3	

業務実施内容:有料駐車場等料金調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	

業務実施内容:賃貸施設不動産鑑定評価(建物賃貸料)

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	

業務実施内容:住宅に係る意見書

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	3	

業務実施内容:団地のグループ化設定の妥当性に係る意見書

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	左記対象件数は、グループ数を指す。

業務実施内容:賃貸施設等に係る意見書

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	

業務実施内容:有料駐車場等に係る意見書

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	

業務実施内容:月極駐車場料金等調査

NO	団地名	所在地	対象件数	備考
1	—	詳細未定	1	件数の単位は団地 なお、1団地10事例以上を調査

## ウイークリースタンス 実施要領

### 1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

### 2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
  - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
  - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
  - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
  - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
  - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
  - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

### 3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上

仕様書別添様式 1 - 1 - 1

発行日付 令和〇〇年〇〇月〇〇日

団地コード番号：

団地名：

## 調 査 報 告 書

独立行政法人都市再生機構  
様

[住所〇〇〇〇〇〇〇〇]

不動産鑑定業者 [会社名〇〇〇〇〇〇]

[代表者名〇〇〇〇〇〇]

不動産鑑定士 [氏名〇〇〇〇〇〇〇〇]

〔1〕 調査結果

調査対象住戸	月額実質賃料	月額支払賃料 (敷金3カ月)	月額支払賃料 (敷金2カ月)
○-○○○ (○○○)	○○○,○○○円 (○,○○○円/㎡)	○○○,○○○円 (○,○○○円/㎡)	○○○,○○○円 (○,○○○円/㎡)

〔2〕 調査対象団地及び調査対象住戸の表示

(1) 調査対象団地

団地名：○○

所在地：○○○○○

(2) 調査対象住戸

住戸番号	型 式	階 層	専有面積
○-○○○	○○○	○階建の○階部分	○○.○○㎡

〔3〕 調査の基本的な事項

(1) 調査事項

都市機構賃貸住宅の標準住戸に係わる一般家賃市場における新規実質賃料並びに月額支払賃料の3カ月分及び2カ月の敷金を授受した場合の月額支払賃料の調査

(2) 実地調査日

令和○○年○○月○○日

(3) 調査の基準となった時点

令和○○年○○月○○日

(4) 調査結果を決定した日付

令和○○年○○月○○日

(5) 前提条件

空家特別修繕及びライフアップ工事が完了したものとしての調査

〔4〕 調査対象団地の状況

(1) 団地概要

団地名：〇〇

所在地：〇〇〇〇〇

管理開始時期：昭和〇〇年〇〇月

住宅戸数：〇〇〇戸

(2) 街路条件

(3) 交通・接近条件

(4) 行政的条件

(5) 環境条件

(6) 地域要因の変動の予測

〔5〕比準賃料査定表

○-○○○号室

調査対象住戸の概要 所在：○○線「○○」駅から○○方へ 約○○m 築後：約○○年 構造：○○造 型式：○○○ 階層：○○階建の○階部分 専有：○○㎡		比準賃料（査定結果） 実質賃料 ***,***円 (*,***円/㎡) 支払賃料（敷金3ヵ月） ***,***円 (*,***円/㎡) （敷金2ヵ月） ***,***円 (*,***円/㎡)		
符号	1	2	3	
賃貸時点	令和**年**月	令和**年**月	令和**年**月	
賃貸事例の概要	所在： 築後： 構造： 型式： 階層： 専有：	所在： 築後： 構造： 型式： 階層： 専有：	所在： 築後： 構造： 型式： 階層： 専有：	
①実際支払賃料	円/㎡	円/㎡	円/㎡	
②一時金の運用益 及び償却額	円/㎡	円/㎡	円/㎡	
③実際実質賃料 （①+②）	円/㎡	円/㎡	円/㎡	
④契約事情補正	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	
⑤時点修正	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	
⑥現在推定実質賃料 （③×④×⑤）	円/㎡	円/㎡	円/㎡	
⑦ 格差補 ・ 修正要因と補 ・ 修正率	㉑賃貸条件補正 （共益費等）	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㉒地域格差 （交通の利便性等）	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㉓賃貸建物品等格差 （経過年数・階層・設 備等）	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㉔賃貸面積による 市場性	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	総合修正 （㉑×㉒×㉓×㉔）	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
⑧比準した賃料単価 （⑥×⑦）	円/㎡	円/㎡	円/㎡	

所在位置図 ※既存賃貸住宅賃料調査においては省略可

所在位置図  
※任意様式



発行日付 令和〇〇年〇〇月〇〇日

団地コード番号：

団地名：

## 調 査 報 告 書

独立行政法人都市再生機構  
様

[住所〇〇〇〇〇〇〇〇]

不動産鑑定業者 [会社名〇〇〇〇〇〇]

[代表者名〇〇〇〇〇]

不動産鑑定士 [氏名〇〇〇〇〇〇〇]

〔1〕 調査結果

調査対象店舗施設	月額実質賃料	月額支払賃料
○-○○○ (○○○)	○○○,○○○円 (○,○○○円/㎡)	○○○,○○○円 (○,○○○円/㎡)

本件調査賃料は、当該課税資産の貸付につき課されるべき消費税額を含まないものである。

〔2〕 調査対象団地及び調査対象店舗施設の表示

(1) 調査対象団地

団地名：○○

所在地：○○○○○

(2) 調査対象店舗施設

住戸番号	種 類	階 層	契約面積
○-○○○	○○○	○階建の○階部分	○○.○○㎡

〔3〕 調査の基本的な事項

(1) 調査事項

都市機構賃貸店舗施設の一般家賃市場における月額実質賃料の調査及び月額支払賃料に消費税等相当額（月額支払賃料の10%）を加算した額の6カ月分の敷金を授受した場合の新規月額支払賃料の調査

(2) 実地調査日

令和○○年○○月○○日

(3) 調査の基準となった時点

令和○○年○○月○○日

(4) 調査結果を決定した日付

令和○○年○○月○○日

(5) 前提条件

現況は内装工事・設備工事が施工されているが、当該内装工事・設備工事前の状態での調査

〔4〕 調査対象団地の状況

(1) 街路条件

(2) 交通・接近条件

(3) 行政的条件

(4) 環境条件

(5) 地域要因の変動の予測

〔5〕比準賃料査定表

(1) 標準的店舗施設の賃料（標準賃料）の査定

標準的店舗施設の概要				
所在：〇〇線「〇〇」駅から 約〇〇m		設備：スケルトン 面積：50m <sup>2</sup>		
築後：約〇〇年		【標準賃料】		
構造：〇〇造		実質賃料 〇, 〇〇〇円/m <sup>2</sup>		
種類：〇〇〇				
階層：〇〇階（〇階建）				
符号	1	2	3	
賃貸時点	令和**年**月	令和**年**月	令和**年**月	
賃貸事例の概要	所在：〇〇線「〇〇」 駅から約〇m 築後：約〇年 構造：〇〇造 用途：〇〇〇 設備：〇〇〇 階層：〇階（〇階建） 面積：約〇m <sup>2</sup>	所在：〇〇線「〇〇」 駅から約〇m 築後：約〇年 構造：〇〇造 用途：〇〇〇 設備：〇〇〇 階層：〇階（〇階建） 面積：約〇m <sup>2</sup>	所在：〇〇線「〇〇」 駅から約〇m 築後：約〇年 構造：〇〇造 用途：〇〇〇 設備：〇〇〇 階層：〇階（〇階建） 面積：約〇m <sup>2</sup>	
①実際支払賃料	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	
②一時金の運用益 及び償却額	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	
③実際実質賃料 (①+②)	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	
④契約事情補正	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	
⑤時点修正	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	
⑥現在推定実質賃料 (③×④×⑤)	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	
⑦ 格差 補・ 修正 要因 と補・ 修正 率	㉑賃貸条件補正 (共益費等)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㉒地域格差 (商況等)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㉓賃貸建物 品等格差 (経過年数・階層・設備等)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㉔賃貸面積に よる市場性	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	総合修正率 (㉑×㉒×㉓×㉔)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
⑧比準した賃料単価 (⑥×⑦)	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	

(2) 調査対象店舗施設の賃料の査定

施設番号：○○○○○○○○○○

調査対象店舗施設の概要		比準賃料（査定結果）
所在：○○線「○○」駅から 約○○m		
築後：約○○年		実質賃料 ○, ○○○, ○○○円 (○, ○○○円/m <sup>2</sup> )
構造：○○造		
種類：○○○		支払賃料 ○, ○○○, ○○○円 (○, ○○○円/m <sup>2</sup> )
階層：○階 (○階建)		
設備：スケルトン		
面積：50 m <sup>2</sup>		
①標準賃料（前記（1）参照）		円/m <sup>2</sup>
正率 ② 個別 格差 補 ・ 修正 要因 と 補 ・ 修	㊶賃貸条件補正（共益費等）	$\frac{100}{***}$
	㊷地域格差（商況等）	$\frac{100}{***}$
	㊸賃貸建物品等格差 （経過年数・階層・設備等）	$\frac{100}{100}$
	㊹賃貸面積による市場性	$\frac{100}{100}$
	総合修正率（㊶×㊷×㊸×㊹）	$\frac{100}{100}$
③調査対象店舗施設の実質賃料単価 （①×②）		円/m <sup>2</sup>
④調査対象店舗施設の実質賃料 （③×面積）		円

所在位置図 ※省略可



所在位置図  
※任意様式

発行日付 令和〇〇年〇〇月〇〇日

団地コード番号：

団地名：

## 調 査 報 告 書

独立行政法人都市再生機構  
様

[住所〇〇〇〇〇〇〇〇]

不動産鑑定業者 [会社名〇〇〇〇〇〇]

[代表者名〇〇〇〇〇〇]

不動産鑑定士 [氏名〇〇〇〇〇〇〇〇]

〔1〕 調査結果

調査対象駐車場等	形態	月額支払料金
○地区○○○	平面式	○○,○○○円

〔2〕 調査対象団地及び調査対象駐車場等の表示

(1) 調査対象団地

団地名：○○

所在地：○○○○○

(2) 調査対象駐車場等

位置	形態
○地区○○○	平面式

〔3〕 調査の基本的な事項

(1) 調査事項

都市機構有料駐車場等の標準位置に係る一般市場における月額支払料金の3カ月分の敷金を授受した場合の月額支払料金の調査

(2) 実地調査日

令和○○年○○月○○日

(3) 調査の基準となった時点

令和○○年○○月○○日

(4) 調査結果を決定した日付

令和○○年○○月○○日

〔4〕 調査対象団地の状況

(1) 団地概要

団地名：〇〇

所在地：〇〇〇〇〇

管理開始時期：昭和〇〇年〇〇月

住宅戸数：〇〇〇戸

駐車場台数：〇〇台

バイク置き場台数：〇〇台

倉庫件数：〇〇件

(2) 街路条件

(3) 交通・接近条件

(4) 行政的条件

(5) 環境条件

(6) 地域要因の変動の予測

〔5〕 料金査定

(1) 料金算定

符号	1	2	3	
賃貸等時点	令和**年**月	令和**年**月	令和**年**月	
事例の概要	所在： 形態： 団地までの距離：	所在： 形態： 団地までの距離：	所在： 形態： 団地までの距離：	
①実際支払料金等	円/台	円/台	円/台	
②一時金の内容	円/台	円/台	円/台	
③補正要因と補正率	㊤賃貸条件補正 (一時金の有無等)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㊦設備等補正 (屋根・舗装・柵等)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	㊧その他要因補正	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
	総合修正 (㊤×㊦×㊧)	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$	$\frac{100}{***}$
④補正後の料金 (①×③)	円/台	円/台	円/台	

(2) 料金算定に係るコメント

駐車場等所在位置図（調査対象） ※省略可

駐車場等所在位置図（調査対象）  
※任意様式



令和 8 年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務

## 競争参加資格申請様式集

目

次

(様式 1) 競争参加資格確認申請書

(様式 2) 会社概要書

(様式 1)

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 小澤 誠一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印 ※1

令和8年5月11日付けで公示のありました令和8年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条第1項の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

会社概要書（競争参加資格の確認） : 様式2（添付資料を含む。）

提出日時点の登録状況について、該当箇所の□のチェックのうえ記入すること。

- 登録済（該当する場合登録番号を記載）
- 業種・地区の追加申請中（該当する場合登録番号を記載）
- 今回申請（受付日： ）

登録番号

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： \_\_\_\_\_

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： \_\_\_\_\_

※2 連絡先（電話番号）1 : \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

(様式2)

会 社 概 要 書

商号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本 店	名称 (在籍鑑定士数)	
	所在地 電話番号(F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	名称 (在籍鑑定士数)	
	所在地 電話番号(F A X)	
都市機構中部支社 (令7・8年度) 競争参加資格コンサル等 登録番号		登録番号：

注) 以下の資料を添付すること。

- ①令和4年～令和7年における、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第28条による事業実績報告書（入札説明書4(4)に示す類似業務であって事業実施報告書で確認できない場合には、合わせて、実施内容を確認できる書類を添付すること）
- ②会社案内等

令和8年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務

技術資料等作成様式集

目

次

(様式3)  
業務実績申告書

(様式4-1・4-2)  
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

(様式5)  
業務の配置人員に関する申告書

(様式6)  
実施方針（業務理解度）に関する技術提案書

(様式7)  
実施方針（実施体制）に関する技術提案書

(様式8)  
実施方針（実施体制）に関する技術提案書

(様式3)

## 業 務 実 績 申 告 書

当該業務の実施にあたり申告する業務実績は、次のとおりです。

### 1 最近3か年の不動産鑑定評価の実績

年	実績
令和4年	件
令和6年	件
令和7年	件

注1 不動産の鑑定評価に関する法律第28条の規定による事業実績報告書における、「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（価格評価）」のほか、「不動産鑑定評価基準に則らない価格等調査（価格評価）」、「不動産の鑑定評価（賃料評価）」も含む。

注2 依頼目的、依頼者、種類、及び価格と賃料の別は問いません。

注3 固定資産評価額のための鑑定評価を実施した年（令和5年）を除く、直近3か年を対象とします。

### 2 在籍する不動産鑑定士の人数

年	人数
令和7年	人

注 不動産の鑑定評価に関する法律第28条の規定による最新の事業実績報告書において確認できる人数を記載すること。

(様式4)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※1～3の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに○を付けること。  
※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。  
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

**1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

- プラチナえるぼしの認定を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。  
【 該当 ・ 該当しない 】

**2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### **3 若年雇用促進法に基づく認定**

- 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】



(様式6)

## 実施方針（業務理解度）に関する技術提案書

(貸貸事例の収集及び管理等)

本業務の実施に当たっては大量の貸貸事例の収集及び選択した事例からの適切な評価が必要であることから、貸貸事例の収集方法及び管理方法並びに具体的な評価項目及び評価方法に関して、提案があれば、具体的に記載すること。

注) 必要に応じて図示や説明を加えるなど分かりやすさを心がけてください。参考資料を添付しても構いません。ただし、A4用紙2枚以内とします。(参考資料除く)

(様式7)

## 実施方針（実施体制）に関する技術提案書

(業務の実施体制)

本業務においては、短期間に大量の住宅の賃料評価を実施することが求められており、これを的確に実施するための業務実施体制について、貴社が行うことができる取組みの提案があれば、具体的に記載すること。

注) 必要に応じて図示や説明を加えるなど分かりやすさを心がけてください。参考資料を添付しても構いません。ただし、A4用紙2枚以内とします。(参考資料除く)

(様式 8)

### 実施方針（実施体制）に関する技術提案書

(調査結果についての検証方法)

本業務の調査結果は、機構賃貸住宅の家賃、賃貸施設の賃貸料、有料駐車場等の料金等の基本となることから、当該結果についての正当性等を検証する体制及び方法並びに正確性を確保する方法に関して、貴社が行うことができる取組みの提案があれば、具体的に記載すること。

注) 必要に応じて図示や説明を加えるなど分かりやすさを心がけてください。参考資料を添付しても構いません。ただし、A4用紙2枚以内とします。(参考資料除く)